

平成28年3月7日

就労継続支援A型事業者 様

福岡市長 高島 宗一郎

(保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課)

訓練等給付の暫定支給決定者に係る支援計画等の提出について

平素より、福岡市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、就労継続支援（A型）に係る支給決定につきましては、平成28年3月4日付福岡市長通知「訓練等給付費に係る暫定支給決定の取扱いについて」のとおり、平成28年4月新規申請分から新たな取扱いを行うこととしていたところであります。

この暫定支給決定期間の経過後も、引き続き当該サービスを受ける場合、サービスの提供を行う各事業所は、「利用者のアセスメント内容」、「個別支援計画」、「計画に基づく支援実績」、「計画に基づく評価結果」をとりまとめた書類（以下、「支援計画等」という。）を、支給決定を行った市町村に提出し、本決定を受ける必要があります。

つきましては、上記対象者（暫定支給決定を受けた利用者）が貴事業所のサービスを受けることとなりましたら、暫定支給決定期間の満了14日前までに支給決定を受けた各区保健福祉センターへ支援計画等を提出いただきますようお願いいたします。

なお、支援計画等の様式は、各事業所において任意に作成願います。ただし、様式の作成にあたっては、支援計画等の上記事項を盛り込むとともに、本決定が必要又は不必要の旨を明確に記載いただきますようお願いいたします。

また、支援計画等の提出が遅れる場合には、必ず支給決定を受けた各区保健福祉センターへご連絡いただきますよう併せてお願いいたします。

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
福岡市保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課施設支援係 出口、横山
TEL 092-711-4249 FAX 092-711-4818